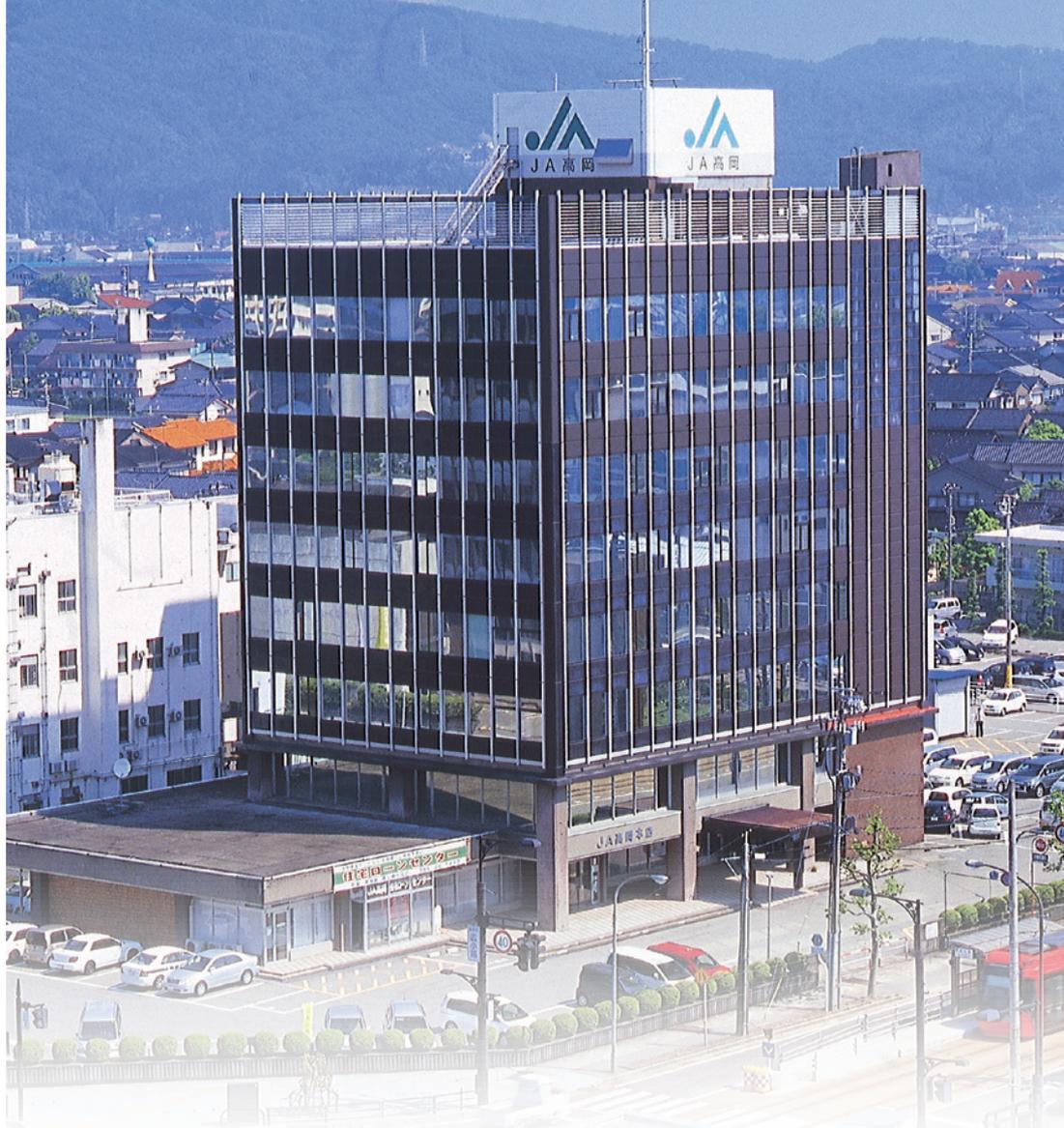


DISCLOSURE
2025

ディスクロージャー

JA高岡の現況



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A高岡は、情報開示を通じて経営の透明性を高め、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、令和6年度の事業内容に関するディスクロージャー誌「2025 J A高岡の現況」を発行いたしました。

本誌は、主な業務の内容や組合の組織概要、経営の内容などについて、より多くの方にご理解いただけるように編集しております。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。

J A高岡は、地域に根ざしたJ Aとして、地域農業の振興はもとより、地域の人々が期待する安心・安全な食や、やすらぎの提供を通じ、皆さまに信頼され、選ばれるJ Aとなるよう努めてまいります。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月 高岡市農業協同組合

プロフィール

- 設立 昭和39年5月1日
- 本店所在地 富山県高岡市
あわら町1番1号
- 出資金 27億円
- 総資産 1,953億円
- 貯金残高 1,812億円
- 貸出金残高 257億円
- 長期共済保有高 3,327億円
- 役員数 33人
- 職員数 263人
- 単体自己資本比率 15.10%

ホームページ

当JAに関する情報はインターネットのホームページでもご紹介しています。



<https://ja-takaoka.or.jp/>

総合目次

JA高岡の概況

店舗等の一覧	1
ごあいさつ	3
経営方針	4
経営管理体制	4
事業の概況（令和6年度）	5
農業振興活動と地域貢献情報	7
リスク管理の状況	9
自己資本の状況	20
組合員（組織）・役員・機構図等	21

主な業務の内容

事業のご案内	23
--------	----

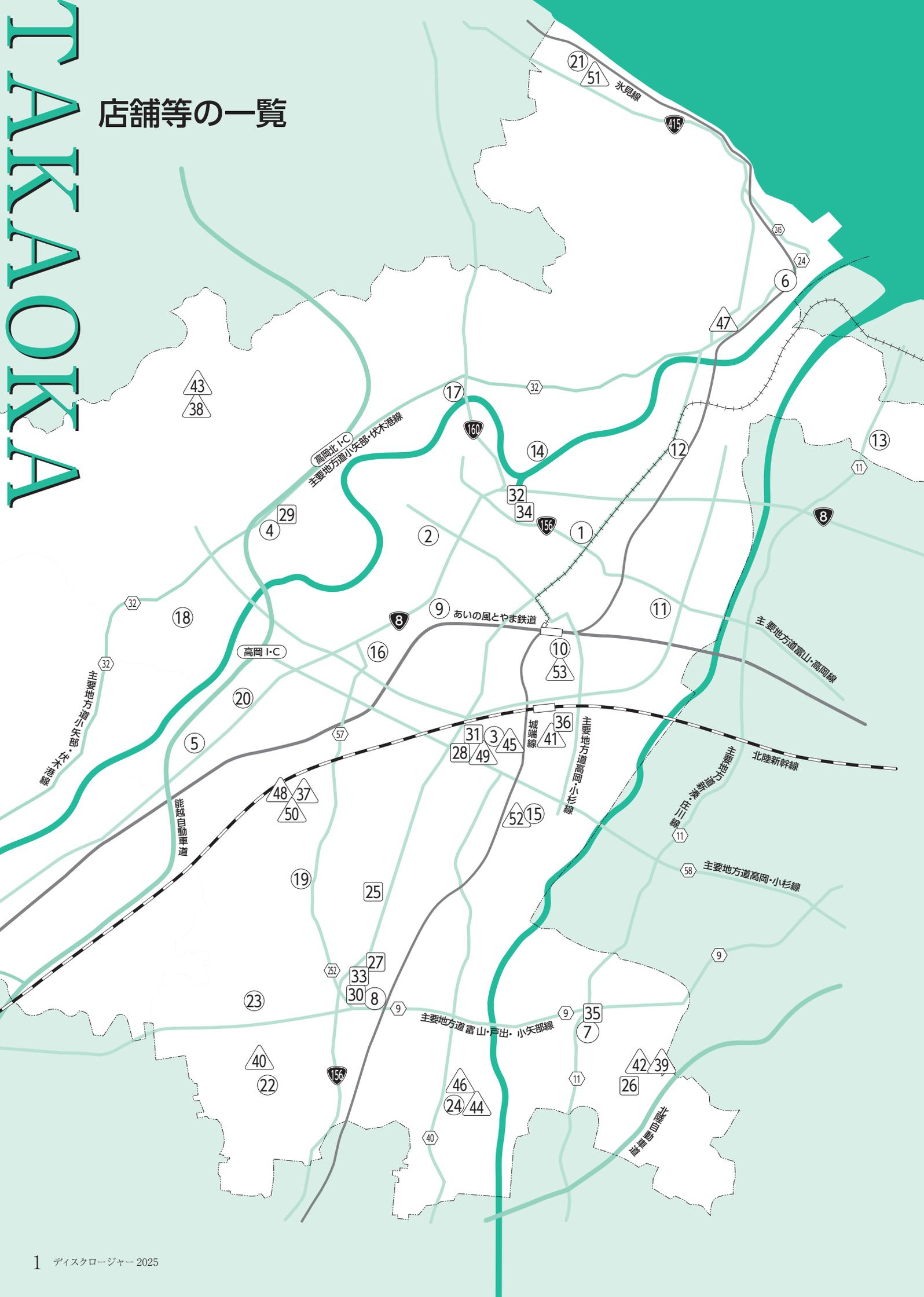
経営資料編

I 決算の状況	30
II 損益の状況	45
III 事業の概況	
1. 信用事業	47
2. 共済事業	52
3. 経済事業	54
4. 指導事業	55
5. 福祉・介護保険事業	55
IV 経営諸指標	56
V 自己資本の充実の状況	57
VI 自己資本比率の算定に関する用語解説一覧	68

法定開示項目掲載ページ一覧	70
---------------	----

店舗等のご案内	71
---------	----

店舗等の一覧





■ 本店

本店	①	本店
支店	②	西部支店
	③	佐野支店
	④	さと山支店
	⑤	立野支店
	⑥	伏木支店
	⑦	中田支店
	⑧	戸出支店
	⑨	高岡病院支店
	地区センター	⑩
⑪		野村地区センター
①		北部地区センター
⑫		能町地区センター
⑬		牧野地区センター
⑭		二上地区センター
⑮		二塚地区センター
⑯		福田地区センター
⑰		守山地区センター
⑱		石堤地区センター
⑲		小勢地区センター
⑳		東五位地区センター
㉑		太田地区センター
㉒		是戸地区センター
㉓		醍醐地区センター
㉔		北般若地区センター

(令和7年6月1日現在)

事業所	㉕	営農センター	
	㉖	中田農業振興センター	
	㉗	農機センター	
	㉘	資材センター佐野	
	㉙	資材センター国吉	
	㉚	資材センター戸出	
	㉛	生活センター	
	㉜	自動車センター	
	㉝	燃料センター	
	㉞	四屋給油所	
	㉟	カーポート中田	
	㊱	戸出給油所	
施設	㊲	福祉事業センター(もえぎの里)	
	㊳	南条カントリーエレベーター	
	㊴	国吉カントリーエレベーター	
	㊵	中田カントリーエレベーター	
	㊶	戸出カントリーエレベーター	
	㊷	二塚粉一時貯留施設	
	㊸	中田飼料用米施設	
	㊹	堆肥センター	
	㊺	味噌・菜種加工施設	
	㊻	あぐりっち佐野店	
	㊼	あぐりっち戸出店	
	㊽	あぐりっち矢田店	
	㊾	南条育苗センター	
	㊿	野菜集荷場	
	50	南条穀物乾燥調製施設	
	51	太田甘藷貯蔵庫	
	52	二塚女性センター	
	53	東部女性センター	
	子会社	①	(株)JA高岡キャリライン 本店
		30	(株)JA高岡キャリライン 戸出営業所
		①	(株)JAアグリサポート高岡 本店
⑦		(株)JAアグリサポート高岡 中田事業所	

ごあいさつ



高岡市農業協同組合

代表理事組合長

松田 博成

平素より、私ども J A 高岡をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、当組合の役員改選により代表理事組合長に就任いたしました、松田でございます。農協を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、その責務の重大さを痛感し、専心努力してまいり所存でございます。何卒、よろしくお願い申し上げます。

さて、当 J A の業務内容などを皆様にご報告するため、本誌「ディスクロージャー誌」を作成いたしました。この冊子を通して、当 J A に対するご理解を深めていただければ幸いと存じます。

農業をめぐる情勢は、資材価格の高止まりや気候変動による自然災害、担い手農家の減少と高齢化の進行などにより、厳しい状況が続いており、このような情勢は、当 J A にとっても例外ではなく、これらに対応するため、これからも組合員の営農とくらしを支え続けるための取組みを検討・実践し続けていく必要があります。

総代会で決議いただきました「令和7年度～令和9年度中期3か年計画・地域農業振興計画」では、今後とも J A 高岡が組合員・利用者の皆様の営農とくらしになくてはならない存在として役割を発揮していくため、「食料・農業への貢献」、「組合員の意思反映・運営参画、くらし・地域社会への貢献」、「持続可能な経営基盤の確立」を基本目標とし、自己改革の着実な実践に取り組んでまいります。

組合員・利用者の皆様におかれましては、引き続き、当 J A の事業運営に対しましてご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、組合員・利用者の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

事業の概況（令和6年度）

◆ 財務・損益

事業総利益の確保と事業管理費の節減に取り組んだ結果、当年度における損益は次のとおりとなりました。

事業総利益 20億8千4百万円（計画対比100.9%、前年対比 99.4%）

事業管理費 19億3千5百万円（計画対比 99.8%、前年対比 96.5%）

事業利益 1億4千8百万円（計画対比117.2%、前年対比166.3%）

経常利益 2億5千万円（計画対比123.2%、前年対比 92.9%）

当期剰余金 1億7千3百万円

（当期剰余金計画金額1億4千9百万円／前年度実績1億8千9百万円）

剰余金の処分にあたりましては、定款の規定に基づき、内部留保に充てさせていただく一方で、出資配当を年1.0%の割合で、また、組合員の皆様のJA事業のご利用に応じて、事業分量配当をさせていただきました。

なお、当年度末における自己資本比率は、15.10%（前年度末14.64%）となり、前年度末より0.46ポイント増加しました。

◆ 信用事業

（1）貯金

利用者優遇や各種キャンペーンに取り組みましたが、新規獲得を上回る生活・相続関連などの支払増加により、当年度末で1,812億5千8百万円（計画対比99.0%、前年対比99.6%）と計画未達に終わりました。

（2）貸出金

金融仲介機能の発揮に向けて農業・生活関連資金の需要把握に取り組みましたが、新規取扱額が計画を下回ったことから、当年度末で257億7千1百万円（計画対比90.5%、前年対比91.2%）と計画未達に終わりました。

◆ 共済事業

長期共済保有契約高では、共済契約者の保障点検に取り組みましたが、個人保障の見直しによる契約解除や満期、新契約取扱高の減少等により、当年度末で3,327億5百万円（計画対比100.1%、前年対比96.9%）と前年に引き続き減少となりました。

◆ 購買事業

購買品供給高では、肥料・農薬の早期仕入や予約注文、「越中高岡万葉米」の販売、実演会や展示会を通したスマート農機などの提案に取り組んだ結果、当年度末で25億5百万円（計画対比102.6%、前年対比87.6%）と計画を達成しました。

◆ 販売事業

販売品取扱高では、令和6年産米の概算金の上昇や販売進捗が進んだことなどによる米穀の取扱高増加により、当年度末で34億9千9百万円（計画対比120.5%、前年対比124.9%）と計画を達成しました。

◆ 利用事業

生産利用施設については、浸種・催芽・育苗チェックシートを活用し、作業工程や温度管理の徹底を図り、苗の安定供給と健苗育成に努めました。また、密苗の取扱枚数拡大に取り組み、取扱枚数は11,877枚となりました。

カントリーエレベーターについては、4カントリーの米の総荷受重量は9,269 tとなり、稼働率は84.8%となりました。定期点検・稼働前点検の徹底と荷受・保管管理・出荷までの作業工程の効率化を図り、円滑な施設運営に努めました。

◆ 福祉・介護保険事業

介護事業の取扱額は1億2千2百万円（計画対比79.0%、前年対比78.3%）となりました。福祉事業センターもえぎの里を拠点として、地域における介護セーフティネットの構築を図るため、組合員や地域住民との交流、女性組織との協力及び連携体制づくりに取り組みました。

農業振興活動と地域貢献情報

◆ 農業関係の持続的な取り組み

- ①持続可能な地域農業の実践
(担い手経営体・多様な農業者への支援・提案、農作業機械事故防止対策等研修会の実施)
- ②需要に応じた生産・販売と水田フル活用
- ③コストの低減・生産性の向上と農業所得の増大
- ④農業用倉庫・カントリーエレベーターの整備計画

◆ 協同組合の特性

当JAは、高岡市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◆ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底
- ・学校給食への地場野菜の安定供給

◆ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・農産物の安定生産への対応
- ・JA農産物直売所による地産地消促進
- ・食彩フェアの開催
- ・学校農園を通じた農業体験

◆ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、181,258百万円（うち定期積金の残高は1,918百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

組合員等	148,254
その他	33,003
合計	181,258

◆ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、25,771百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

組合員等	12,824
地方公共団体	12,836
その他	111
合計	25,771

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◆ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- 地産地消を基本とした消費者・次世代との交流
- 学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- 協同大学の開講、子ども農業体験教室の開催
- 健康管理活動（日帰りドック）の促進
- 高齢者福祉活動への取組み
- 各種ボランティア活動への参加
- 相続・資産相談会の開催

食農教育活動（中田小学校）



(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- 年金友の会
- 都市部会

(3) 情報提供活動

- 広報誌「t-j a n」の発行
- JAコミュニティ紙の発行
- 情報紙「e-j a n」の発行
- 総代会のご報告の発行
- ディスクロージャー誌の発行



食農教育活動（夏休み子ども教室）

◆ 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

○農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取り組み担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する体制整備

○農業融資担当者の研修会を実施し、農業者の金融ニーズに応えることのできる担当者の育成に取り組んでいます。また、農業者へ出向く渉外体制を整備し、定期的な訪問を通して必要な情報を提供するなど、農業者等の経営支援に取り組んでいます。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

○地域金融機関としての役割を発揮し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携した取り組みを行っています。また、融資部門と営農経済部門とが連携し、制度資金を含め、農業者の金融ニーズに合わせた情報提供、融資提案を行っています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

○新規就農者、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、各種融資等を提案するなどして担い手支援に取り組んでいます。

(5) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

○富山県JAにおいては、市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の事務局又は構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちの暮らし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

リスク管理の状況

◆ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減

少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことで。

当 J A は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことで。

当 J A では、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M への取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及び A L M 委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことで。

当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又

は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◆ 業務の適正を確保するための体制

〔内部統制システム基本方針〕

当JAでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ロンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ロンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。

- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

(注) 上記内部統制システム基本方針は令和7年6月1日時点のものです。

◆ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◆ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

・信用事業

金融部 [電話：0766-26-7417 (月～金 午前8時30分～午後5時) 祝祭日を除く]

・共済事業

共済部 [電話：0766-26-7425 (月～金 午前8時30分～午後5時) 祝祭日を除く]

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

JAバンク相談所 (一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所) [電話：03-6837-1359]

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 [電話：03-5368-5757]

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、

①の窓口にお問い合わせください。

◆ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力への対応に関する基本方針

当JAは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

高岡市農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当組合は、マネー・ロンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ロンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ロンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ロンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ロンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◆ 利用者保護等管理方針

当JAは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

JAバンク利用者保護等管理方針

高岡市農業協同組合（以下「当JA」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◆ 金融円滑化管理方針

当JAは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本的な方針について

高岡市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 第1条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できるだけ柔軟に対応するよう努めます。
- 第2条 当組合は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 第3条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等のご相談・申込みがあった場合には、お客様の状況等をきめ細かく確認させていただくとともに、真摯かつ丁寧に対応いたします。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 第4条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等のご相談・申込みに対する問い合わせ、ご相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。
- 第5条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等の申込について、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 第6条 当組合は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
1. コンプライアンス委員会の設置
組合長以下、常勤理事、部長を構成員とし、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 2. 金融円滑化管理担当者の設置
信用事業担当理事を金融円滑化管理責任者とし、また各支店に金融円滑化管理担当者を配置し、本支店が連携して金融円滑化に取り組んでまいります。
 3. 金融円滑化管理責任部署の設置
本店融資運用課を金融円滑化管理責任部署とし、金融円滑化管理責任者の指示を受け組合全体の対応状況について把握し、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 4. 苦情・相談窓口の設置
本店融資運用課および各支店にお客様からの円滑化にかかる「苦情・相談窓口」を設置します。
- 第7条 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◆ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、情報セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

高岡市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項及び実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただきますよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◆ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

総務部総務課 電話番号／0766-26-7411
受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）
午前8時30分～午後5時

◆ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査及び内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

（単位：人、日）

監査期間	監査内容等	監査従事人数		
		監事	職員	計
〔監事監査〕				
R6. 3/14～3/19	令和5年度決算監査（全部門）	22		22
R6. 9/17～9/20	令和6年度上半期末監査（全部門）	22		22
〔内部監査〕				
R6. 5/15～R7. 1/28	令和6年度内部監査（通告）（全部門）		131	131
R6. 8/18～10/18	令和6年度内部監査（無通告）		40	40
R6. 12/5～12/18	米穀共同計算内部監査（令和5年産）		4	4
監査延べ人数		44	175	219

自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年2月末における自己資本比率は、15.10%となりました。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	高岡市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	2,715百万円（前年度2,749百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

組合員(組織)・役員・機構図等

1. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	5年度	6年度	増 減
正 組 合 員	7,051	6,990	△ 61
個 人	6,996	6,934	△ 62
法 人	55	56	1
准 組 合 員	8,689	8,494	△ 195
個 人	8,308	8,115	△ 193
その他の団体	381	379	△ 2
合 計	15,740	15,484	△ 256

2. 組合員組織の状況

組 織 名	構成員数
総 代 連 絡 協 議 会	24名
生 産 組 合	278組織
年 金 友 の 会	8,250名
都 市 部 会	270名
青 年 部	520名
女 性 部	568名
フ レ ッ シ ュ ミ セ ス	23名
J A 高 岡 営 農 組 織 協 議 会	46組織

組 織 名	構成員数
高 岡 市 農 協 野 菜 出 荷 組 合	97名
高 岡 市 野 菜 コ ン テ ナ 利 用 組 合	29名
J A 高 岡 地 場 農 産 物 直 売 運 営 委 員 会	482名
高 岡 市 チ ュ ー リ ッ プ 球 根 組 合	4名
高 岡 市 切 花 生 産 者 部 会	12名
戸 出 町 農 業 者 会 議	40名
中 田 受 託 者 協 議 会	28名

当 J A の 組 合 員 組 織 を 記 載 し て い ま す 。

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和7年6月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-B A S E 田町14階

4. 役員一覧

(令和7年6月1日現在)

役 職 名	氏 名
代表理事組合長	松 田 博 成
副組合長理事	山 口 升 司
常務理事	太 田 正 樹
常務理事	北 野 稔
理 事	本 間 和 司
理 事	前 田 一 雄
理 事	小 栗 一 貢
理 事	山 田 徹
理 事	向 田 良 雄
理 事	山 口 益 弘
理 事	西 部 豊 光
理 事	福 井 和 美
理 事	徳 田 裕 一
理 事	鳥 利 弘
理 事	山 村 宏 明
理 事	岡 村 元 靖
理 事	渡 邊 修

役 職 名	氏 名
理 事	高 嶋 幸 久
理 事	吉 江 正 雄
理 事	戸 義 弘
理 事	清 都 真由美
理 事	田 子 厚 司
理 事	村 本 民 則
理 事	三 上 貞 則
理 事	松 井 宏 道
理 事	杉 江 明 彦
理 事	古 瀬 俊 夫
代表常勤監事	山 本 竜 矢
監 事 (員 外)	山 田 亮 一
監 事	西 田 丈 志
監 事	山 谷 智 春
監 事	鈴 木 康 之
監 事	館 賢 将

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

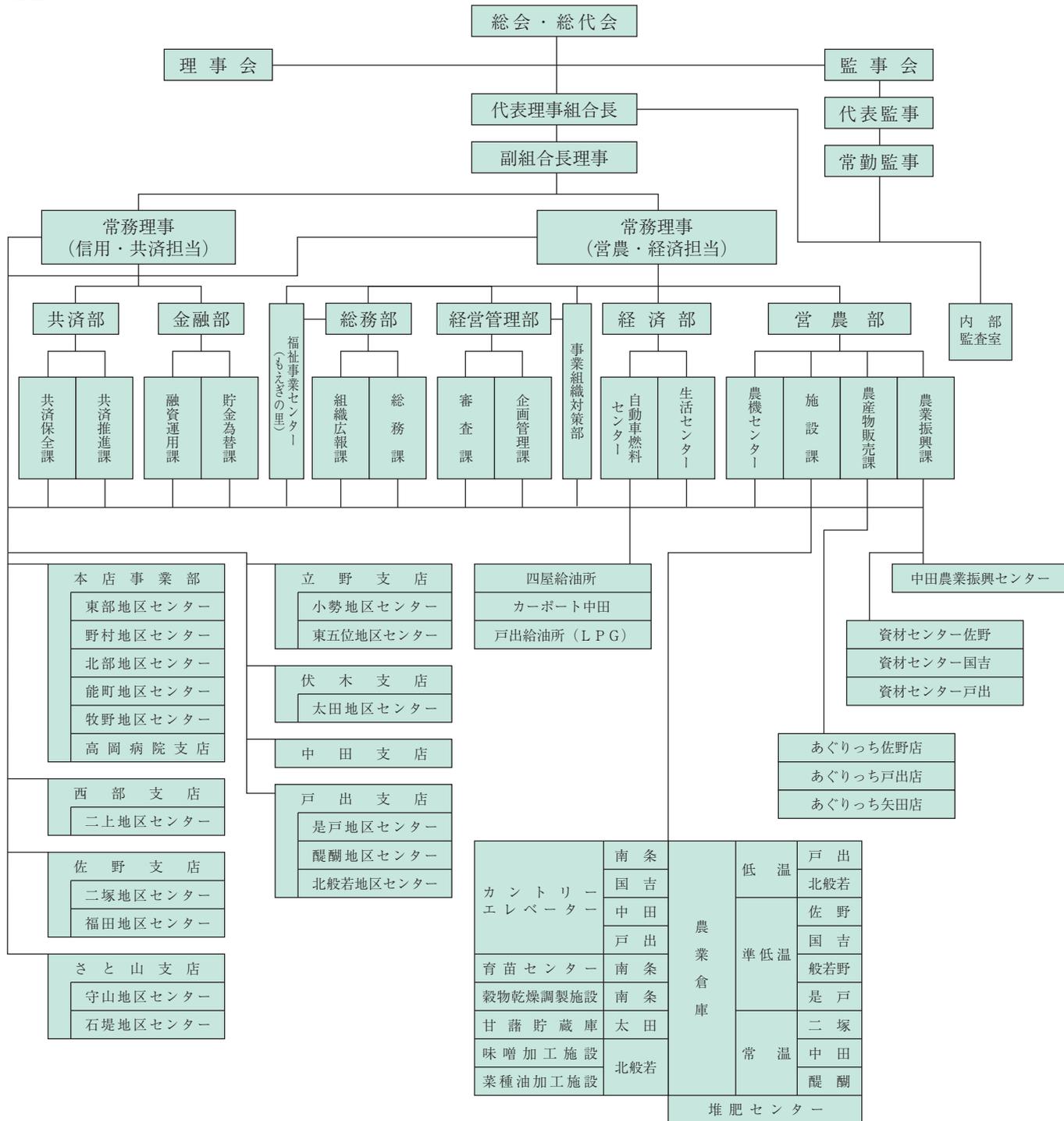
7. 地区一覧

高岡市全域

5. 機構図

(令和7年6月1日現在)

組合の機構



子会社

- (株)JA高岡キャリアライン
- (株)JAアグリサポート高岡

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◆ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、県税、市税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

【主な貯金商品】

種 類	し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額	
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 定期貯金などを担保に、総合口座を組合せれば担保に応じて自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されています。普通貯金と同様にいつでも預入・引出ができますが、給与・年金などの自動受け取りや、公共料金などの自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上	
スーパー定期	お預け入れは1円からという手軽な定期貯金で、お預け入れ期間3年以上の場合は有利な半年複利も選択できます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上	
大口定期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上	
期日指定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払い出しができます。	最長3年	1円以上 300万円未満	
変動金利型定期貯金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1年・2年・3年	1円以上	
据置定期貯金	6ヶ月の据置期間経過後であれば、いつでもお引き出しいただけます。半年ごとの複利計算となります。	最長5年	1円以上	
普通貯金無利息型 (決済用)	利息はつきません。個人のもは総合口座による貸越ができます。貯金保護制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
定期積金	毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1回1,000円以上	
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受け取りできます。また、財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上

※商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

◆ 貸出業務

地域に根ざした金融機関として、農業の振興を図るための資金はもとより、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興、地域社会の発展のために貢献しています。

【主な貸出商品】

種 類	内 容
農機ハウスローン	農機具（中古農機含む）の購入、修理をはじめ格納庫建設、パイプハウスなどの資材購入・建設資金及び他金融機関の農機具ローンの借り換えなどにもご利用いただけます。 一定の要件に合致される方はJAバンクの利子補給を受けられます。
アグリエース資金	農業経営に必要な短期運転資金としてご利用いただけます。
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借り換えにご利用いただけます。
リフォームローン	リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修や外装の工事などにご利用いただけます。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫建設など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	高校、高専、短大、大学、専修学校などに就学予定のお子さまの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。
多 目 的 ロ ー ン	結婚、旅行など生活に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返しご利用いただけます。 カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関のATMでご利用いただけます。

※その他にも皆さまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

◆ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◆ 国債・投資信託の窓口販売業務

国債（個人向け国債、中長期利付国債）や投資信託の窓口販売の取扱いをしています。

◆ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JAキャッシュサービス	カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関のATMでご利用いただけます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出が出来ます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込みなどの煩わしさが解消します。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子さまへの仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落とし、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
JAカード (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金をご入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J-Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当JAのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。
オンラインサービス	JAネットバンク（個人）、法人ネットバンク、JAネットローン、通帳レス口座等、どこでもご利用可能な便利なオンラインサービスをご用意しています。

※当JAのATMを利用して、簡単な操作で振込がご利用いただけます。
(注1) Pay-easy（ペイジー）マークのある請求書・納付書のお支払ができます。

【主な手数料】

※各手数料（令和7年6月1日現在）には、消費税等（10%）が含まれています。また、個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合があります。

○ 内国為替の取扱手数料

種 類		系統金融機関あて	他金融機関あて
送金手数料	普通扱い	1件につき	660円
	文書扱い	3万円未満1件につき	440円
振込手数料	電信扱い	3万円以上1件につき	660円
		3万円未満1件につき	550円
	ATM扱い	3万円以上1件につき	770円
		1万円未満1件につき	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	220円
	個人インターネット バンキング扱い	3万円以上1件につき	330円
		1万円未満1件につき	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	220円
		3万円以上1件につき	330円
		3万円未満1件につき	330円
法人インターネット バンキング扱い	3万円以上1件につき	440円	

※系統金融機関とは、県内JA・県外JA・県外信連・農林中央金庫・漁協・信漁連です。

○ 手形・小切手取立手数料等

種 類		手数料
代 金 取 立	普 通 扱 い	1 通につき 660円
	至 急 扱 い	1 通につき 880円
そ の 他	送金・振込の組戻料	1 通につき 660円
	取立手形の組戻料	1 通につき 660円
	不渡手形の返却料	1 通につき 660円
	取立手形店頭呈示料	1 通につき 660円 (ただし、660円を超える経費を要する場合は、その実費)

○ 保護預り口座兼振替決済口座管理手数料

種 類	手数料
保護預り口座兼振替決済口座管理手数料	無 料

○ その他の手数料

種 類	手数料
貯 金 残 高 明 細 書	1 件につき 220円
取 引 履 歴 明 細 書	1 口座につき 550円
通 帳 ・ 証 書 再 発 行	1 冊・1 枚につき 550円
ICキャッシュカードの発行・更新	無 料
ICキャッシュカードの再発行	1 枚につき 1,100円
JAカード（一体型）の発行・更新	無 料
JAカード（一体型）の再発行	1 枚につき 550円
JAネットバンク基本利用手数料	無 料

○ 手形・小切手発行手数料

種 類	手数料
小 切 手 帳	1 冊50枚綴り 880円
約 束 手 形	1 冊50枚綴り 1,100円
自己宛小切手	1 枚につき 550円

○ 硬貨整理手数料

(両替、硬貨金種指定出金、大量硬貨入金)

枚 数	手数料	備 考
1 枚 ~ 100枚	無 料	同日に無料で繰り返しご依頼された場合、一回とみなし手数料をご負担いただきます。
101枚 ~ 300枚	330円	個人かつ当JAの組合員(家族含む)、農業法人、営農組合、生産組合、農地などの保全組織の方は左記にかかわらず、 ●101枚以上の両替について220円 ●硬貨金種指定出金、大量硬貨入金は無料
301枚 ~ 1,000枚	660円	
1,001枚 以上	以降 1,000枚ごとに 330円を 加算	

○ ATM利用手数料（1回当たり）

ご利用日	ご利用時間	県内JA・全国ネット (出金・入金)	JFマリンバンク (出 金)	三菱UFJ銀行 (出 金)	セブン銀行・イーネットATM・ローソン銀行 (出金・入金)	ゆうちょ銀行		他行ネット ※三菱UFJ銀行除く (出 金)	
						(出 金)	(入 金)		
平 日	8:00~8:45	無 料	無 料	110円	220円	220円	110円	220円	
	8:45~18:00			無 料	110円	110円		110円	
	18:00~21:00			110円	220円	220円		220円	
土 曜	8:00~9:00	無 料	無 料	110円	220円	220円	110円	220円	
	9:00~14:00					110円			110円
	14:00~21:00					220円			220円
日曜・祝 日	8:00~21:00	無 料	無 料	110円	220円	220円	110円	220円	

※当JAのキャッシュカードにより、上記各ATMを利用した際の内容です。

※各ATMの営業時間により、一部ご利用いただけない時間帯があります。

※日曜・祝日については、一部のATMでご利用いただけません。(詳しくは、店頭へお問い合わせください。)

共済事業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズに加え、個人農業者・農業法人を対象とした「ひと・いえ・くるま」に続く第4の柱として農業リスクに対する必要な保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車・農業などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

【主な共済商品一覧】

○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終 身 共 済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障です。
養 老 生 命 共 済	一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
定 期 生 命 共 済・ 定期生命共済(通減期間設定型) 【みちびき】	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。 お子さまの成長・独立が見込まれる高齢期の保障を抑えることで、より手頃な共済掛金で保障を準備することも可能です。
医 療 共 済 【メディフル】	病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金を受け取れるプランです。一生涯保障や先進医療などライフプランにあわせて自由に設計できるほか、健康を維持した場合に健康祝金を受け取ることができるプランもあります。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。
が ん 共 済	上皮内がんを含むさまざまな「がん」や脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障するプランです。
特 定 重 度 疾 病 共 済 【身近なリスクにそなエール】	三大疾病やその他の生活習慣病など、身近な生活習慣病のリスクに備えるプランです。
こ ども 共 済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さま・お孫さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
介 護 共 済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
認 知 症 共 済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障するプランです。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
生 活 障 害 共 済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠 償 責 任 共 済	日常生活中に生じた損害賠償責任などを保障します。

○ いえに関する保障

種 類	内 容
建 物 更 生 共 済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火 災 共 済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済 【クルマスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「人身傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」等がセットされたプランです。また、共済掛金の割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含まれます） ^(注) に自賠責共済（保険）への加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせない車の保障です。

^(注) トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

○ 農業に関する保障

種 類	内 容
農業者賠償責任共済 【ファーマスト】	農業を営むうえで生じた損害賠償責任などを保障します。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

購買事業

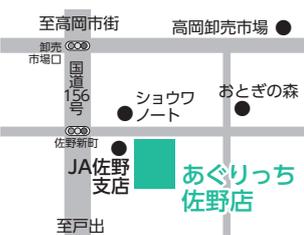
組合員をはじめ地域の皆さまに、農業用から家庭園芸用までの肥料や農薬などの生産資材や農業機械、自動車、ガソリン・灯油などの販売も行なっています。

また、越中高岡万葉米をはじめとしたお米や食料品、日用雑貨などの販売も行なっています。

地場農産物直売振興事業

地域の皆さまが丹精こめて育てた野菜・切花・果物などをJA高岡の3ヶ所の直売所で販売しています。直売所のほかに県内のスーパーへ高岡産農産物が届けられ販売されています。

【主な農産物直売所一覧】

<p>○あぐりっち佐野店</p>   <p>所在地 / 高岡市佐野1416（佐野支店横） 営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く） 8：30～16：00</p>	<p>○あぐりっち戸出店</p>   <p>所在地 / 高岡市戸出吉住663（北般若地区センター前） 営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く） 8：30～15：00</p>
<p>○あぐりっち矢田店</p>   <p>所在地 / 高岡市伏木矢田4-26 営業日・時間 / 毎週火曜日～土曜日（年末年始を除く） 9：00～12：00</p>	

福祉・介護保険事業

福祉事業センター「もえぎの里」では、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、通所介護事業を行なっています。介護相談には専門家が応じますので、安心してご利用いただけるよう努めています。

相談事業

組合員・利用者の皆さまを対象とした税務・年金などの相談業務を行なっています。指導・相談業務は、担当職員のほか、専門家による相談も実施しています。

【システムセーフティネット（貯金者保護の取り組み）】

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティネットで守られています。

◆「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的な事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◆「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早期に経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金^{*}」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

◆「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◆貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2024年3月末現在で4,785億円となっています。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	5年度	6年度	科 目	5年度	6年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	180,094,739	177,968,261	1. 信用事業負債	182,677,166	182,037,051
(1) 現金	513,531	551,302	(1) 貯金	181,957,791	181,258,283
(2) 預金	146,924,400	145,638,647	(2) その他の信用事業負債	719,374	778,767
系統預金	146,906,492	145,627,264	未払費用	7,420	30,595
系統外預金	17,908	11,383	その他の負債	711,954	748,172
(3) 有価証券	3,726,634	5,150,620	2. 共済事業負債	442,272	442,043
国債	851,744	2,530,730	(1) 共済資金	206,278	211,642
地方債	1,173,370	1,134,860	(2) 未経過共済付加収入	234,591	228,953
政府保証債	103,070	97,150	(3) 共済未払費用	685	531
社債	1,598,450	1,387,880	(4) その他の共済事業負債	716	916
(4) 貸出金	28,237,172	25,771,962	3. 経済事業負債	279,400	307,624
(5) その他の信用事業資産	700,773	861,542	(1) 経済事業未払金	218,686	160,987
未収収益	46,656	60,097	(2) 経済受託債務	59,658	145,804
その他の資産	654,117	801,444	(3) その他の経済事業負債	1,055	832
(6) 貸倒引当金	△ 7,771	△ 5,813	4. 雑負債	166,589	185,204
2. 共済事業資産	151	223	(1) 未払法人税等	17,000	55,000
(1) その他の共済事業資産	151	223	(2) 資産除去債務	28,240	28,294
3. 経済事業資産	1,303,795	1,287,090	(3) その他の負債	121,348	101,910
(1) 経済事業未収金	212,205	217,574	5. 諸引当金	454,376	439,053
(2) 経済受託債権	687,736	696,071	(1) 賞与引当金	34,290	42,950
(3) 棚卸資産	372,300	342,537	(2) 退職給付引当金	397,185	366,235
購入品	350,141	330,974	(3) 役員退職慰労引当金	22,900	29,868
販売品	11,046	-	6. 再評価に係る繰延税金負債	629,005	629,005
その他の棚卸資産	11,112	11,563			
(4) その他の経済事業資産	35,571	31,308	負債の部合計	184,648,810	184,039,983
(5) 貸倒引当金	△ 4,019	△ 401			
4. 雑資産	417,558	381,414	(純資産の部)		
(1) 雑資産	417,559	381,415	1. 組合員資本	10,163,014	10,244,489
(2) 貸倒引当金	△ 1	△ 0	(1) 出資金	2,749,130	2,715,957
5. 固定資産	4,781,336	4,690,290	(2) 資本準備金	13,181	13,181
(1) 有形固定資産	4,750,033	4,668,322	(3) 利益剰余金	7,414,361	7,531,954
建物	4,683,591	4,692,085	利益準備金	3,104,064	3,144,064
機械装置	1,768,236	1,783,097	その他利益剰余金	4,310,297	4,387,890
土地	3,370,791	3,367,493	施設整備等目的積立金	1,334,725	1,424,725
その他の有形固定資産	1,200,007	1,209,043	リスク管理目的積立金	1,245,000	1,245,000
減価償却累計額	△ 6,272,593	△ 6,383,396	特別積立金	1,395,928	1,395,928
(2) 無形固定資産	31,302	21,967	当期未処分剰余金	334,644	322,237
6. 外部出資	9,254,348	10,844,348	(うち当期剰余金)	(189,807)	(173,065)
(1) 外部出資	9,254,348	10,844,348	(4) 処分未済持分	△ 13,659	△ 16,604
系統出資	9,056,043	10,646,043	2. 評価・換算差額等	1,194,383	1,081,911
系統外出資	178,505	178,505	(1) その他有価証券評価差額金	△ 66,341	△ 178,813
子会社等出資	19,800	19,800	(2) 土地再評価差額金	1,260,724	1,260,724
7. 繰延税金資産	154,280	194,754			
			純資産の部合計	11,357,398	11,326,401
資産の部合計	196,006,209	195,366,384	負債及び純資産の部合計	196,006,209	195,366,384

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	5年度	6年度	科 目	5年度	6年度
1. 事業総利益	2,095,313	2,084,570	(9) 保管事業収益	41,135	38,936
事業収益	4,672,414	4,628,305	(10) 保管事業費用	23,853	23,204
事業費用	2,577,100	2,543,735	保管事業総利益	17,282	15,731
(1) 信用事業収益	936,315	1,052,485	(11) 加工・利用事業収益	282,408	290,054
資金運用収益	852,547	974,051	(12) 加工・利用事業費用	234,087	234,944
(うち預金利息)	(611,785)	(791,602)	加工・利用事業総利益	48,321	55,109
(うち有価証券利息)	(15,717)	(23,315)	(13) 福祉・介護保険事業収益	156,641	122,803
(うち貸出金利息)	(213,555)	(159,133)	(14) 福祉・介護保険事業費用	53,002	55,015
(うちその他受入利息)	(11,489)	(0)	福祉・介護保険事業総利益	103,638	67,788
役務取引等収益	41,402	42,617	(15) その他事業収益	84,501	73,425
その他経常収益	42,366	35,816	(16) その他事業費用	76,227	68,032
(2) 信用事業費用	108,215	153,335	その他事業総利益	8,273	5,392
資金調達費用	13,339	55,365	(17) 指導事業収入	10,924	11,324
(うち貯金利息)	(10,404)	(53,129)	(18) 指導事業支出	53,294	51,518
(うち給付補填備金繰入)	(1,580)	(1,091)	指導事業収支差額	△ 42,369	△ 40,194
(うちその他支払利息)	(1,354)	(1,144)	2. 事業管理費	2,005,811	1,935,714
役務取引等費用	13,658	13,963	(1) 人件費	1,409,959	1,350,901
その他経常費用	81,217	84,006	(2) 業務費	226,757	226,802
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 2,402)	(△ 1,958)	(3) 諸税負担金	67,538	65,132
信用事業総利益	828,100	899,150	(4) 施設費	293,574	284,742
(3) 共済事業収益	548,041	538,457	(5) その他事業管理費	7,980	8,136
共済付加収入	522,994	508,368	事業利益	89,502	148,855
その他の収益	25,046	30,088	3. 事業外収益	188,725	106,957
(4) 共済事業費用	13,423	11,912	(1) 受取出資配当金	140,021	37,248
共済推進費	5,081	3,654	(2) 賃貸料	18,888	18,340
共済保全費	407	243	(3) 雑収入	29,815	51,368
その他の費用	7,933	8,013	4. 事業外費用	8,458	5,157
共済事業総利益	534,617	526,545	(1) 寄付金	507	804
(5) 購買事業収益	2,465,996	2,329,851	(2) 雑損失	7,950	4,353
購買品供給高	2,268,408	2,149,287	(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 0)	(△ 0)
購買手数料	119,716	107,882	経常利益	269,769	250,655
修理サービス料	56,940	54,463	5. 特別利益	2,768	14,406
その他の収益	20,929	18,219	(1) 固定資産処分益	2,768	-
(6) 購買事業費用	1,988,762	1,903,056	(2) 一般補助金	-	14,406
購買品供給原価	1,848,342	1,770,281	6. 特別損失	30,134	27,342
購買品供給費	1,356	1,709	(1) 固定資産処分損	90	0
修理サービス費	9,618	9,099	(2) 減損損失	30,043	3,298
その他の費用	129,446	121,964	(3) 震災関連費用	-	24,044
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 3,619)	税引前当期利益	242,403	237,718
(うち貸倒引当金繰入額)	(146)	(-)	7. 法人税、住民税及び事業税	41,253	62,250
購買事業総利益	477,233	426,795	8. 法人税等調整額	11,342	2,401
(7) 販売事業収益	223,398	247,169	法人税等合計	52,596	64,652
販売品販売高	-	21,453	当期剰余金	189,807	173,065
販売手数料	147,090	149,299	当期首繰越剰余金	139,724	149,171
その他の収益	76,307	76,416	土地再評価差額金取崩額	5,111	-
(8) 販売事業費用	103,182	118,918	当期未処分剰余金	334,644	322,237
販売品販売原価	-	18,396			
その他の費用	103,182	100,522			
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 53)	(-)			
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(1)			
販売事業総利益	120,215	128,251			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	5年度	6年度	科 目	5年度	6年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	242,403	237,718	その他の資産の純増(△)減	102,760	40,335
減価償却費	151,542	146,007	その他の負債の純増減(△)	24,790	△ 19,562
減損損失	30,043	3,298	信用事業資金運用による収入	852,618	960,643
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 2,384	△ 5,577	信用事業資金調達による支出	△ 14,824	△ 33,273
賞与引当金の増減額(△は減少)	7,290	8,660	事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 23,628	△ 28,228
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 76,390	△ 30,950			
その他引当金等の増減額(△は減少)	4,751	6,967	小 計	1,055,694	3,630,011
信用事業資金運用収益	△ 853,380	△ 974,084	雑利息及び出資配当金の受取額	140,021	37,248
信用事業資金調達費用	13,339	55,365	法人税等の支払額	△ 31,253	△ 24,250
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 140,021	△ 37,248			
有価証券関係損益(△は益)	832	33	事業活動によるキャッシュ・フロー	1,164,462	3,643,008
固定資産売却損益(△は益)	△ 2,677	-	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の取得による支出	△ 500,309	△ 1,790,467
貸出金の純増(△)減	10,169	2,465,209	有価証券の売却による収入	△ 832	△ 33
預金の純増(△)減	1,700,000	1,600,000	有価証券の償還による収入	419,129	211,133
貯金の純増減(△)	△ 1,099,874	△ 699,508	固定資産の取得による支出	△ 66,925	△ 58,259
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 25,400	△ 147,327	固定資産の売却による収入	6,170	0
その他の信用事業負債の純増減(△)	△ 1,657	37,301	外部出資による支出	-	△ 1,590,000
(共済事業活動による資産及び負債の増減)					
共済資金の純増減(△)	△ 2,975	5,364	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 142,768	△ 3,227,627
未経過共済付加入の純増減(△)	△ 12,575	△ 5,638	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			出資の増額による収入	103,337	86,696
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	5,874	△ 5,638	出資の払戻しによる支出	△ 111,403	△ 119,869
経済受託債権の純増(△)減	77,470	△ 8,335	持分の譲渡による収入	14,204	13,659
棚卸資産の純増(△)減	42,626	29,762	持分の取得による支出	△ 13,659	△ 16,604
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	35,339	△ 57,698	出資配当金の支払額	△ 27,248	△ 27,244
経済受託債務の純増減(△)	9,629	86,146			
			財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,769	△ 63,362
			4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	986,924	352,019
			5. 現金及び現金同等物の期首残高	3,151,007	4,137,931
			6. 現金及び現金同等物の期末残高	4,137,931	4,489,950

4. 注記表

5年度	6年度
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
<p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 : 当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していませんが、満期保有目的の債券については、以下によって定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償却原価法（定額法） ・移動平均法による原価法 <p>(2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法</p> <p>(3) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>○購買品</p> <p>肥料・農薬……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>農機具・自動車……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>上記以外の購買品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>○販売品</p> <p>買取販売品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>○その他の棚卸資産</p> <p>製品・仕掛品・原材料……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産査定要額、経理規程及び資産の償却・引当要額に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要額に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>② 賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>③ 退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(4) 収益及び費用の計上基準</p> <p>当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31</p>	<p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 : 当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していませんが、満期保有目的の債券については、以下によって定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償却原価法（定額法） ・移動平均法による原価法 <p>(2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法</p> <p>(3) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>○購買品</p> <p>肥料・農薬……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>農機具・自動車……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>上記以外の購買品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>○販売品</p> <p>買取販売品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>○その他の棚卸資産</p> <p>製品・仕掛品・原材料……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産査定要額、経理規程及び資産の償却・引当要額に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要額に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>② 賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>③ 退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(4) 収益及び費用の計上基準</p> <p>当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31</p>

5年度	6年度
<p>日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>③ 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。</p> <p>④ 加工事業 組合員が生産した農産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>⑤ 利用事業 カントリーエレベーター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>⑥ 福祉・介護保険事業 要介護者を対象にしたデイサービス・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>⑦ 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(5) 消費税等の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>(6) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。</p> <p>② 米共同計算 当組合は生産者が生産した農作物について、直接買い取って販売を行っているほか、無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については、販売を当組合が行い、プール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。</p> <p>共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。</p> <p>なお、期末までに精算が終了していないもののうち、「JA共同計算」にかかる経済受託債権と経済受託債務については、期末時にそれぞれ対応する債権・債務を相殺して表示しています。</p> <p>③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合</p>	<p>日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>③ 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。</p> <p>④ 加工事業 組合員が生産した農産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>⑤ 利用事業 カントリーエレベーター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>⑥ 福祉・介護保険事業 要介護者を対象にしたデイサービス・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>⑦ 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(5) 消費税等の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>(6) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。</p> <p>② 米共同計算 当組合は生産者が生産した農作物について、直接買い取って販売を行っているほか、無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については、販売を当組合が行い、プール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。</p> <p>共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。</p> <p>なお、期末までに精算が終了していないもののうち、「JA共同計算」にかかる経済受託債権と経済受託債務については、期末時にそれぞれ対応する債権・債務を相殺して表示しています。</p> <p>③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合</p>

5年度														
<p>には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p>														
<p>2. 会計方針の変更に関する注記</p>														
<p>(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。</p>														
<p>3. 会計上の見積りに関する注記</p>														
<p>(1) 繰延税金資産の回収可能性 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 154,390千円 (繰延税金負債との相殺前) ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積り額については、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(2) 固定資産の減損 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 30,043千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(3) 貸倒引当金 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 11,792千円 ※貸倒引当金の総額を記載しています。 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 i) 算定方法 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。 ii) 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>														
<p>4. 貸借対照表に関する注記</p>														
<p>(1) 資産に係る圧縮記帳額 土地の取用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,910,371千円であり、その内訳は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>建</td> <td>物</td> <td>1,992,874千円</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>械</td> <td>装</td> <td>置</td> <td>1,792,216千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の償却資産</td> <td>63,319千円</td> </tr> <tr> <td>土</td> <td>地</td> <td>61,960千円</td> </tr> </table> <p>(2) リース契約により使用する重要な固定資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両166台についてはリース契約により使用しています。</p>	建	物	1,992,874千円	機	械	装	置	1,792,216千円	その他の償却資産		63,319千円	土	地	61,960千円
建	物	1,992,874千円												
機	械	装	置	1,792,216千円										
その他の償却資産		63,319千円												
土	地	61,960千円												

6年度														
<p>には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p>														
<p>2. 会計上の見積りに関する注記</p>														
<p>(1) 繰延税金資産の回収可能性 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 194,856千円 (繰延税金負債との相殺前) ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積り額については、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(2) 固定資産の減損 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 3,298千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(3) 貸倒引当金 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 6,215千円 ※貸倒引当金の総額を記載しています。 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 i) 算定方法 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。 ii) 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>														
<p>3. 貸借対照表に関する注記</p>														
<p>(1) 資産に係る圧縮記帳額 土地の取用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,910,371千円であり、その内訳は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>建</td> <td>物</td> <td>1,992,874千円</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>械</td> <td>装</td> <td>置</td> <td>1,792,216千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の償却資産</td> <td>63,319千円</td> </tr> <tr> <td>土</td> <td>地</td> <td>61,960千円</td> </tr> </table> <p>(2) リース契約により使用する重要な固定資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両159台についてはリース契約により使用しています。</p>	建	物	1,992,874千円	機	械	装	置	1,792,216千円	その他の償却資産		63,319千円	土	地	61,960千円
建	物	1,992,874千円												
機	械	装	置	1,792,216千円										
その他の償却資産		63,319千円												
土	地	61,960千円												

5年度	6年度
<p>(3) 担保に供している資産 預金 5,000,000千円は、為替取引の担保に供しています。</p> <p>(4) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額 金銭債権 1,070千円 金銭債務 87,853千円</p> <p>(5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額 該当する金銭債権・金銭債務はありません。</p> <p>(6) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は17,534千円、危険債権額は57,699千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、貸出条件緩和債権額は14,227千円、三月以上延滞債権額はあります。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は89,461千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(7) 土地再評価の方法、差額等 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ・ 再評価を行った年月日:平成13年2月28日 ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算定する方法」 ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 971,090千円</p>	<p>(3) 担保に供している資産 預金 5,000,000千円は、為替取引の担保に供しています。</p> <p>(4) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額 金銭債権 5,518千円 金銭債務 109,104千円</p> <p>(5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額 該当する金銭債権・金銭債務はありません。</p> <p>(6) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は14,201千円、危険債権額は48,265千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、貸出条件緩和債権額は7,003千円、三月以上延滞債権額はあります。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は69,470千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(7) 土地再評価の方法、差額等 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ・ 再評価を行った年月日:平成13年2月28日 ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算定する方法」 ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,003,987千円</p>

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社との取引総額
- | | |
|------------------|-----------|
| ① 子会社との取引による収益総額 | 52,574千円 |
| うち事業取引高 | 33,119千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 19,455千円 |
| ② 子会社との取引による費用総額 | 107,360千円 |
| うち事業取引高 | 106,259千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 1,101千円 |
- (2) 減損損失に関する注記
- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、管理会計の単位としている支店及び事業所を基本的にグルーピングし、遊休資産及び賃貸固定資産については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
自動車センター(高岡市四屋)	事業用	土地及び建物等	

- ② 減損損失の認識に至った経緯
自動車センターについては当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社との取引総額
- | | |
|------------------|-----------|
| ① 子会社との取引による収益総額 | 55,030千円 |
| うち事業取引高 | 42,050千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 12,979千円 |
| ② 子会社との取引による費用総額 | 122,119千円 |
| うち事業取引高 | 120,899千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 1,220千円 |
- (2) 減損損失に関する注記
- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、管理会計の単位としている支店及び事業所を基本的にグルーピングし、遊休資産及び賃貸固定資産については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
自動車センター(高岡市四屋)	事業用	土地	

- ② 減損損失の認識に至った経緯
自動車センターについては当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、

5年度

短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

自動車センター	30,043千円（建物8,078千円、構築物212千円、機械装置1,696千円、器具備品657千円、土地19,398千円）
合計	30,043千円（建物8,078千円、構築物212千円、機械装置1,696千円、器具備品657千円、土地19,398千円）

- ④ 回収可能価額の算定方法
自動車センターの回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は相続税路線価に合理的な調整を行い算定しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や社債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取り組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度での合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.01%上昇したと想定した場合は、経済価値が3,892千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、

6年度

短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

自動車センター	3,298千円（土地3,298千円）
合計	3,298千円（土地3,298千円）

- ④ 回収可能価額の算定方法
自動車センターの回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は相続税路線価に合理的な調整を行い算定しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や社債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取り組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度での合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.2%上昇したと想定した場合は、経済価値が3,255千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、

5年度

6年度

市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	146,924,400	146,842,873	△ 81,526
有価証券			
その他有価証券	3,726,634	3,726,634	-
貸出金	28,237,172		
貸倒引当金	△ 7,771		
貸倒引当金控除後	28,229,400	28,130,685	△ 98,714
資 産 計	178,880,434	178,700,193	△ 180,241
貯金	181,957,791	181,835,933	△ 121,858
負 債 計	181,957,791	181,835,933	△ 121,858

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	9,254,348

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	146,924,400	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	210,354	301,670	597,710	498,720	100,240	2,017,940
貸出金	2,332,262	2,028,090	1,887,646	2,522,458	3,054,755	16,411,958
合 計	149,467,016	2,329,760	2,485,356	3,021,178	3,154,995	18,429,898

※貸出金のうち、当座貸越190,425千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約貸出金については「5年超」に含めています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	145,638,647	145,244,895	△ 393,751
有価証券			
その他有価証券	5,150,620	5,150,620	-
貸出金	25,771,962		
貸倒引当金	△ 5,813		
貸倒引当金控除後	25,766,149	25,342,951	△ 423,197
資 産 計	176,555,416	175,738,467	△ 816,949
貯金	181,258,283	180,659,135	△ 599,147
負 債 計	181,258,283	180,659,135	△ 599,147

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	10,844,348

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	145,638,647	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	300,000	600,000	500,000	100,000	-	3,900,000
貸出金	2,287,550	1,984,961	2,622,727	3,156,723	3,977,377	11,742,622
合 計	148,226,198	2,584,961	3,122,727	3,256,723	3,977,377	15,642,622

※貸出金のうち、当座貸越172,917千円については「1年以内」に含めています。

5年度

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	165,462,276	9,810,471	5,691,070	390,640	473,656	129,677

※要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券
期末において満期保有目的の有価証券は保有していません。
- (2) その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額	
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えるもの	債券			
	国債	312,484	310,018	2,465
	地方債	200,440	200,000	440
	社債	502,020	499,991	2,028
	小計	1,014,944	1,010,009	4,934
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えないもの	債券			
	国債	539,260	599,267	△ 60,007
	地方債	972,930	999,835	△ 26,905
	政府保証債	103,070	109,427	△ 6,357
	社債	1,096,430	1,099,724	△ 3,294
小計	2,711,690	2,808,256	△ 96,566	
合計	3,726,634	3,818,265	△ 91,631	

上記の差額に繰延税金資産25,290千円を加えた額△66,341千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

- (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

8. 退職給付に関する注記

- (1) 退職給付に関する注記
 - ①採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程等に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
 - ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	473,575千円
退職給付費用	53,475千円
退職給付の支払額	△ 81,184千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 48,681千円
期末における退職給付引当金	397,185千円
 - ③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,129,404千円
特定退職金共済制度	△ 732,218千円
未積立退職給付債務	397,185千円
退職給付引当金	397,185千円
 - ④ 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用 53,475千円
- (2) 特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 18,281千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 173,559千円となっています。

6年度

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	160,604,502	5,397,594	12,436,709	381,730	2,156,359	281,387

※要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券
期末において満期保有目的の有価証券は保有していません。
- (2) その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額	
貸借対照表計上 額が取得原価又は 償却原価を超 えるもの	債券			
	社債	200,080	199,987	92
	小計	200,080	199,987	92
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えないもの	債券			
	国債	2,530,730	2,689,338	△ 158,608
	地方債	1,134,860	1,199,856	△ 64,996
	政府保証債	97,150	108,589	△ 11,439
	社債	1,187,800	1,199,827	△ 12,027
小計	4,950,540	5,197,612	△ 247,072	
合計	5,150,620	5,397,599	△ 246,979	

上記の差額に繰延税金資産68,166千円を加えた額△178,813千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

- (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

- (1) 退職給付に関する注記
 - ①採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程等に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
 - ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	397,185千円
退職給付費用	49,185千円
退職給付の支払額	△ 35,486千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 44,649千円
期末における退職給付引当金	366,235千円
 - ③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,077,349千円
特定退職金共済制度	△ 711,113千円
未積立退職給付債務	366,235千円
退職給付引当金	366,235千円
 - ④ 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用 49,185千円
- (2) 特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 16,955千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 142,330千円となっています。

5年度		6年度	
9. 税効果会計に関する注記		8. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等		繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等	
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳		(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金	109,623千円	退職給付引当金	101,080千円
賞与引当金	10,860千円	賞与引当金	13,605千円
減損損失等	10,514千円	減損損失等	10,960千円
J Aバンク支援積立金	25,533千円	J Aバンク支援積立金	25,785千円
資産除去債務	7,794千円	資産除去債務	7,809千円
役員退職慰勞引当金	6,320千円	役員退職慰勞引当金	8,243千円
有価証券評価差額金	25,290千円	有価証券評価差額金	68,166千円
その他	5,755千円	その他	6,861千円
繰延税金資産小計	201,692千円	繰延税金資産小計	242,512千円
評価性引当額	△ 47,301千円	評価性引当額	△ 47,656千円
繰延税金資産合計 (A)	154,390千円	繰延税金資産合計 (A)	194,856千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務 (固定資産増加分)	110千円	資産除去債務 (固定資産増加分)	102千円
繰延税金負債合計 (B)	110千円	繰延税金負債合計 (B)	102千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	154,280千円	繰延税金資産の純額 (A) - (B)	194,754千円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率 (調整)	27.6%	法定実効税率 (調整)	27.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 8.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.2%
住民税均等割等	1.1%	住民税均等割等	1.1%
事業分量配当金	△ 3.2%	事業分量配当金	△ 3.1%
税額特別控除	△ 0.8%		
評価性引当額の増減	1.9%	評価性引当額の増減	0.1%
その他	△ 0.4%	その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.2%
(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響		(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響	
「所得税法等の一部を改正する法律 (令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。		「所得税法等の一部を改正する法律 (令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。	
なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産 (繰延税金負債の金額を控除した金額) は3,727千円増加し、その他有価証券評価差額金は1,728千円減少し、法人税等調整額は1,999千円減少します。また、再評価に係る繰延税金負債は15,953千円増加し、土地再評価差額金は同額減少します。		なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産 (繰延税金負債の金額を控除した金額) は3,727千円増加し、その他有価証券評価差額金は1,728千円減少し、法人税等調整額は1,999千円減少します。また、再評価に係る繰延税金負債は15,953千円増加し、土地再評価差額金は同額減少します。	
10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記		9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記	
(1) 現金及び現金同等物の範囲		(1) 現金及び現金同等物の範囲	
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。		キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。	

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	5年度	6年度
1. 当期末処分剰余金	334,644	322,237
2. 剰余金処分量	185,472	93,920
(1)利益準備金	40,000	40,000
(2)任意積立金	90,000	-
(うち施設整備等目的積立金)	(90,000)	-
(3)出資配当金	27,244	26,986
(うち普通出資に対する配当金)	(27,244)	(26,986)
(4)事業分量配当金	28,228	26,934
3. 次期繰越剰余金	149,171	228,316

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和5年度 1.0%
令和6年度 1.0%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

令和5年度 ①定期貯金平均残高に対し、0.005%
②長期共済新契約高（保障）1万円に対し、0.5円
③購買品供給高（肥料・農薬）に対し、2.5%（消費税抜き）
④当年産米売渡数量1俵（60kg）に対し、30円（消費税抜き）
⑤販売品受入高（米以外）1千円に対し、5円（消費税抜き）
令和6年度 ①定期貯金平均残高に対し、0.005%
②長期共済新契約高（保障）1万円に対し、0.5円
③購買品供給高（肥料・農薬）に対し、2.5%（消費税抜き）
④当年産米売渡数量1俵（60kg）に対し、30円（消費税抜き）
⑤販売品受入高（米以外）1千円に対し、5円（消費税抜き）

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額	積立・取崩基準
施設整備等目的積立金	施設等の取得及び修繕のために必要な資金の準備	固定資産の期末帳簿価額の30/100	施設等の取得及び修繕が発生した場合の相当額
リスク管理目的積立金	有価証券運用のリスク負担、貸出金等不良債権の償却・引当と固定資産の減損や除去債務会計および新たな会計制度の変更に備え、自己資本比率の維持向上と経営の健全性の確保	有価証券、貸出金、経済等事業未収金、有形固定資産（償却累計額控除後）等の期末帳簿価額の30/1000	有価証券売却損、有価証券償還損、有価証券評価損、買入金銭債権損、自己査定による貸出金等の償却・引当、固定資産減損の発生、固定資産除去債務の引当、新たな会計制度変更に伴う損失の発生した場合の当該相当額

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和5年度 20,000千円
令和6年度 10,000千円

6. 部門別損益計算書 (5年度)

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	① 4,749,363	936,315	548,041	1,970,567	1,290,021	4,417	
事業費用	② 2,654,049	108,215	13,423	1,545,353	955,456	31,600	
事業総利益 (① - ②)	③ 2,095,313	828,100	534,617	425,213	334,565	△ 27,183	
事業管理費	④ 2,005,811	575,876	406,150	496,804	443,074	83,904	
(うち減価償却費)	⑤ (140,395)	(30,904)	(11,575)	(71,365)	(23,264)	(3,285)	
(うち人件費)	⑥ (1,409,959)	(318,314)	(337,589)	(335,949)	(345,372)	(72,733)	
うち共通管理費	⑦	218,079	97,911	143,960	105,286	12,984	△ 578,221
(うち減価償却費)	⑧	(24,837)	(11,151)	(16,395)	(11,991)	(1,478)	(△ 65,853)
(うち人件費)	⑨	(68,968)	(30,964)	(45,528)	(33,297)	(4,106)	(△ 182,864)
事業利益 (③ - ④)	⑩ 89,502	252,223	128,467	△ 71,591	△ 108,509	△ 111,088	
事業外収益	⑪ 188,725	124,373	32,916	16,392	13,971	1,071	
うち共通分	⑫	17,989	8,076	11,875	8,685	1,071	△ 47,697
事業外費用	⑬ 8,458	3,268	1,348	2,211	1,450	178	
うち共通分	⑭	3,003	1,348	1,982	1,450	178	△ 7,964
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑬)	⑮ 269,769	373,328	160,036	△ 57,411	△ 95,987	△ 110,195	
特別利益	⑯ 2,768	1,043	468	689	504	62	
うち共通分	⑰	1,043	468	689	504	62	△ 2,768
特別損失	⑱ 30,134	34	15	22	30,060	2	
うち共通分	⑲	34	15	22	16	2	△ 90
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑱)	⑳ 242,403	374,338	160,489	△ 56,744	△ 125,543	△ 110,135	
営農指導事業分配賦額	㉑	42,209	19,196	28,067	20,661	△ 110,135	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑳ - ㉑)	㉒ 242,403	332,128	141,293	△ 84,812	△ 146,205		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等
事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。
- (2) 営農指導事業
事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	37.71	16.93	24.90	18.21	2.25	100.00
営農指導事業	38.33	17.43	25.48	18.76		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	196,006,209	187,565,634	1,249,150	2,550,540	992,178	23,134	3,625,571
総資産(共通資産配賦後) (うち固定資産)	196,006,209 (4,781,336)	188,933,037 (1,075,503)	1,863,075 (484,368)	3,453,201 (2,076,647)	1,652,346 (1,058,377)	104,548 (86,439)	

※共通資産の他部門への配賦基準等

- (1) 事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。
- (2) 配賦割合 ((1)の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通資産	37.71	16.93	24.90	18.21	2.25	100.00

(6年度)

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,704,508	1,052,485	538,457	1,836,107	1,272,715	4,742	
事業費用 ②	2,619,937	153,335	11,912	1,445,178	979,483	30,027	
事業総利益 (① - ②) ③	2,084,570	899,150	526,545	390,928	293,231	△ 25,285	
事業管理費 ④	1,935,714	582,121	373,243	478,152	412,413	78,784	
うち減価償却費 ⑤	(135,372)	(36,308)	(9,525)	(66,254)	(20,546)	(2,737)	
うち人件費 ⑥	(1,350,901)	(313,928)	(309,183)	(337,179)	(322,220)	(68,388)	
うち共通管理費 ⑦		218,754	89,938	132,573	93,926	11,880	△ 547,072
うち減価償却費 ⑧		(22,137)	(9,101)	(13,416)	(9,505)	(1,202)	(△ 55,362)
うち人件費 ⑨		(66,692)	(27,419)	(40,417)	(28,635)	(3,621)	(△ 166,787)
事業利益 (③ - ④) ⑩	148,855	317,028	153,302	△ 98,224	△ 119,181	△ 104,069	
事業外収益 ⑪	106,957	27,991	36,854	23,170	17,454	1,486	
うち共通分 ⑫		26,790	11,014	16,236	11,503	1,454	△ 67,000
事業外費用 ⑬	5,157	1,886	1,185	1,148	835	102	
うち共通分 ⑭		1,886	775	1,143	809	102	△ 4,717
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑬) ⑮	250,654	343,133	188,971	△ 76,202	△ 102,562	△ 102,685	
特別利益 ⑯	14,406	5,760	2,368	3,491	2,473	312	
うち共通分 ⑰		5,760	2,368	3,491	2,473	321	△ 14,415
特別損失 ⑱	27,342	1,020	419	22,110	3,736	55	
うち共通分 ⑲		1,020	419	618	438	55	△ 2,552
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑱) ⑳	237,718	347,873	190,920	△ 94,821	△ 103,825	△ 102,428	
営農指導事業分配賦額 ㉑		41,574	17,311	25,422	18,119	△ 102,428	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑳ - ㉑) ㉒	237,718	306,298	173,608	△ 120,243	△ 121,945		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- 共通管理費等
事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。
- 営農指導事業
事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	39.99	16.44	24.23	17.17	2.17	100.00
営農指導事業	40.59	16.90	24.82	17.69		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	195,366,384	187,041,047	1,248,873	2,475,019	994,082	21,322	3,586,039
総資産(共通資産配賦後) (うち固定資産)	195,366,384 (4,690,290)	188,474,974 (1,133,877)	1,838,414 (462,903)	3,344,030 (2,004,741)	1,609,767 (1,007,177)	99,197 (81,590)	

※共通資産の他部門への配賦基準等

- 事業管理費 - 人件費1/3、人件費1/3、事業総利益1/3の割合です。
- 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通資産	39.99	16.44	24.23	17.17	2.17	100.00

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年3月1日から令和7年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年5月12日

高岡市農業協同組合

代表理事組合長

大井一博



8. 会計監査人の監査

2023年度及び2024年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

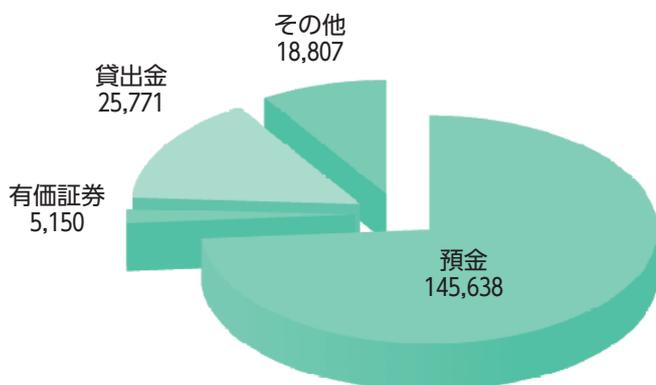
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

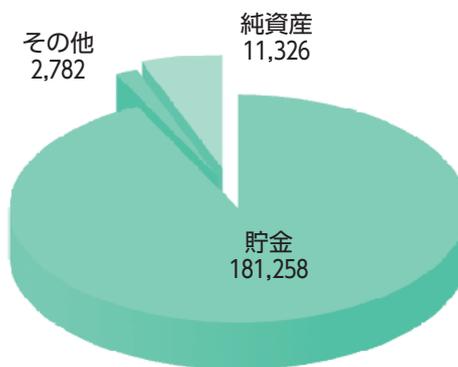
項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
経常収益	5,167	5,213	4,744	4,749	4,704
信用事業収益	1,076	1,077	965	936	1,052
共済事業収益	716	675	592	548	538
農業関連事業収益	1,799	1,855	1,826	1,970	1,836
生活その他事業収益	1,573	1,602	1,355	1,290	1,272
経常利益	225	253	180	269	250
当期剰余金	175	155	126	189	173
出資金 (出資口数)	2,739 (2,739,478)	2,743 (2,743,485)	2,757 (2,757,196)	2,749 (2,749,130)	2,715 (2,715,957)
純資産額	11,102	11,208	11,218	11,357	11,326
総資産額	193,937	196,677	196,972	196,006	195,366
貯金等残高	180,185	182,400	183,057	181,957	181,258
貸出金残高	28,201	29,956	28,247	28,237	25,771
有価証券残高	4,063	4,062	3,634	3,726	5,150
剰余金配当金額	51	50	50	55	53
出資配当額	27	27	27	27	26
事業利用分量配当額	24	23	23	28	26
職員数	340	330	312	291	263
単体自己資本比率	14.20	14.34	14.39	14.64	15.10

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 職員数は常備人を含んでいます。
 5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

運用状況 運用合計 195,366 (単位：百万円)



調達状況 調達合計 195,366 (単位：百万円)



2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	5年度	6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	839	918	79
役 務 取 引 等 収 支	27	28	1
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 38	△ 48	△ 10
信 用 事 業 粗 利 益 (信 用 事 業 粗 利 益 率)	866 (0.486)	947 (0.529)	81 (0.043)
事 業 粗 利 益 (事 業 粗 利 益 率)	2,394 (1.229)	2,279 (1.164)	△ 115 (△ 0.065)
事 業 純 益	388	344	△ 44
実 質 事 業 純 益	388	344	△ 44
コ ア 事 業 純 益	403	367	△ 36
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	403	367	△ 36

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他信用事業収支＝(その他事業収益＋その他経常収益)－(その他事業直接費用＋その他経常費用)
 4. 信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)＋金銭の信託運用見合費用
 5. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 6. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
 7. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 8. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
 9. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 10. コア事業純益：実質事業純益－国債等債券関係損益
 11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	5年度			6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	177,783	852	0.480	178,311	974	0.546
う ち 預 金	145,650	623	0.428	146,726	791	0.540
う ち 有 価 証 券	3,736	15	0.421	4,624	23	0.504
う ち 貸 出 金	28,396	213	0.752	26,960	159	0.590
資 金 調 達 勘 定	181,323	11	0.007	182,359	54	0.030
う ち 貯 金 ・ 定 期 積 金	181,323	11	0.007	182,359	54	0.030
う ち 譲 渡 性 貯 金	－	－	－	－	－	－
う ち 借 入 金	－	－	－	－	－	－
総 資 金 利 ざ や	－	0.276	0.276	－	0.276	0.317

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)
 2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	5年度増減額	6年度増減額
受 取 利 息	△ 56	121
う ち 預 金	△ 51	168
う ち 有 価 証 券	△ 1	7
う ち 貸 出 金	△ 3	△ 54
支 払 利 息	△ 10	42
う ち 貯 金 ・ 定 期 積 金	△ 10	42
う ち 譲 渡 性 貯 金	－	－
う ち 借 入 金	－	－
差	△ 46	79

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	5年度		6年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
流動性貯金	80,121	44.1	85,217	46.7	5,095
定期性貯金	101,145	55.8	97,080	53.2	△ 4,065
その他の貯金	56	0.1	62	0.1	6
計	181,323	100.0	182,359	100.0	1,036
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合 計	181,323	100.0	182,359	100.0	1,036

- (注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	5年度		6年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	97,512	100.0	94,980	100.0	△ 2,531
うち固定金利定期	97,469	99.9	94,935	99.9	△ 2,534
うち変動金利定期	42	0.1	45	0.1	2

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	5年度	6年度	増減
手形貸付	9	4	△ 5
証書貸付	28,177	26,774	△ 1,402
当座貸越	209	181	△ 27
割引手形	-	-	-
合 計	28,396	26,960	△ 1,435

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	5年度		6年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	25,482	90.2	24,490	95.0	△ 992
変動金利貸出	2,563	9.1	1,108	4.3	△ 1,455
その他	190	0.7	172	0.7	△ 17
合 計	28,237	100.0	25,771	100.0	△ 2,465

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	5年度		6年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
貯金・定期積金等	484		436		△ 47
有価証券	－		－		－
動産	－		－		－
不動産	111		76		△ 34
その他担保物	1,099		984		△ 114
小計	1,694		1,498		△ 196
農業信用基金協会保証	11,399		11,001		△ 398
その他保証	154		144		△ 9
小計	11,553		11,146		△ 407
信用	14,989		13,127		△ 1,861
合計	28,237		25,771		△ 2,465

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	5年度		6年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	15,691	55.6	14,872	57.7	△ 818
運転資金	12,545	44.4	10,899	42.3	△ 1,646
合計	28,237	100.0	25,771	100.0	△ 2,465

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	5年度		6年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	419	1.5	363	1.4	△ 56
林業	－	－	－	－	－
水産業	－	－	－	－	－
製造業	211	0.7	222	0.9	10
鉱業	1	0.0	1	0.0	0
建設・不動産業	322	1.1	278	1.1	△ 44
電気・ガス・熱供給水道業	28	0.1	33	0.1	4
運輸・通信業	100	0.4	85	0.3	△ 15
金融・保険業	1,358	4.8	28	0.1	△ 1,330
卸売・小売・サービス業・飲食業	883	3.1	899	3.5	15
地方公共団体	13,321	47.2	12,836	49.8	△ 485
非営利法人	－	－	－	－	－
その他	11,588	41.1	11,024	42.8	△ 563
合計	28,237	100.0	25,771	100.0	△ 2,465

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	5年度	6年度	増減
農 業	500	429	△ 70
穀 作	233	189	△ 44
野 菜 ・ 園 芸	25	32	6
果 樹 ・ 樹 園 農 業	－	－	－
工 芸 作 物	－	－	－
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	－	－	－
養 鶏 ・ 養 卵	－	－	－
養 蚕	－	－	－
そ の 他 農 業	240	207	△ 33
農 業 関 連 団 体 等	－	－	－
合 計	500	429	△ 70

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	5年度	6年度	増減
プ ロ パ ー 資 金	265	213	△ 52
農 業 制 度 資 金	234	216	△ 18
農 業 近 代 化 資 金	234	216	△ 18
そ の 他 制 度 資 金	－	－	－
合 計	500	429	△ 70

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5年度	17	3	11	2	17
	6年度	14	3	8	1	14
危険債権	5年度	57	50	6	-	57
	6年度	48	47	0	-	48
要管理債権	5年度	14	8	-	0	9
	6年度	7	7	-	-	7
三月以上延滞債権	5年度	-	-	-	-	-
	6年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	5年度	14	8	-	0	9
	6年度	7	7	-	-	7
小計	5年度	89				
	6年度	69				
正常債権	5年度	28,188				
	6年度	25,720				
合計	5年度	28,278				
	6年度	25,790				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	5年度					6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	5	5	-	5	5	5	4	-	5	4
個別貸倒引当金	8	6	0	8	6	6	1	-	6	1
合 計	14	11	0	14	11	11	6	-	11	6

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	5年度	6年度
貸出金償却額	-	-

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		5年度		6年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	30,181	188,196	32,973	190,567
	金額	39,305	67,303	39,666	71,322
代金取立為替	件数	1	1	-	3
	金額	2	0	-	21
雑 為 替	件数	1,348	383	1,270	286
	金額	530	445	195	115
合 計	件数	31,530	188,580	34,243	190,856
	金額	39,838	67,749	39,861	71,459

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	5年度	6年度	増減
国 債	755	1,862	1,107
地 方 債	1,196	1,199	3
政 府 保 証 債	110	109	△ 0
金 融 債	-	-	-
社 債	1,674	1,452	△ 222
合 計	3,736	4,624	887

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
5年度								
国 債	10	-	100	-	298	442	-	851
地 方 債	-	-	-	487	686	-	-	1,173
政府保証債	-	-	-	-	-	103	-	103
社 債	200	899	498	-	-	-	-	1,598
6年度								
国 債	-	-	98	93	1,927	441	-	2,530
地 方 債	-	-	-	943	191	-	-	1,134
政府保証債	-	-	-	-	-	97	-	97
社 債	300	1,087	-	-	-	-	-	1,387

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[その他有価証券]

(単位：百万円)

保有区分	種類	5年度			6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券						
	国債	312	310	2	-	-	-
	地方債	200	200	0	-	-	-
	社債	502	499	2	200	199	0
	小計	1,014	1,010	4	200	199	0
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券						
	国債	539	599	△ 60	2,530	2,689	△ 158
	地方債	972	999	△ 26	1,134	1,199	△ 64
	政府保証債	103	109	△ 6	97	108	△ 11
	社債	1,096	1,099	△ 3	1,187	1,199	△ 12
	小計	2,711	2,808	△ 96	4,950	5,197	△ 247
合計		3,726	3,818	△ 91	5,150	5,397	△ 246

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種類	5年度		6年度		
	件数	金額	件数	金額	
生命系	終身共済	13,342	104,828,854	13,236	100,796,150
	定期生命共済	60	500,900	64	505,900
	養老生命共済	4,804	18,562,427	4,127	15,335,439
	うちこども共済	3,270	11,158,400	3,146	10,273,400
	医療共済	6,638	1,197,450	6,541	1,119,500
	がん共済	597	69,500	590	65,500
	定期医療共済	172	185,000	165	178,000
	介護共済	1,179	2,738,604	1,267	3,035,031
	認知症共済	36		38	
	生活障害共済	116		117	
生命系	特定重度疾病共済	160		165	
	年金共済	8,326	185,000	7,985	185,000
建物更生共済	14,590	215,056,583	14,108	211,485,105	
合計	50,020	343,324,320	48,403	332,705,627	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	5年度		6年度	
	件数	金額	件数	金額
医 療 共 済	-	29,660	-	28,085
が ん 共 済	6,638	317,345	6,541	346,267
定 期 医 療 共 済	597	3,610	590	3,544
合 計	172	895	165	860
	-	34,165	-	32,489
	7,407	317,345	7,296	346,267

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	5年度		6年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	1,179	3,421,532	1,267	3,793,259
認 知 症 共 済	36	51,700	38	55,700
生活障害共済(一時金型)	74	257,900	70	260,900
生活障害共済(定期年金型)	42	40,620	47	44,420
特 定 重 度 疾 病 共 済	160	161,700	165	167,700

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	5年度		6年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	5,978	3,573,745	5,626	3,345,223
年 金 開 始 後	2,348	1,325,946	2,359	1,327,560
合 計	8,326	4,899,691	7,985	4,672,783

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	5年度			6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	3,445	47,181,510	38,415	3,387	46,057,720	36,985
自 動 車 共 済	10,370		442,845	10,789		465,653
傷 害 共 済	15,522	41,871,200	6,353	15,301	43,033,400	6,453
賠 償 責 任 共 済	313		814	336		1,105
自 賠 責 共 済	1,165		19,982	1,044		17,949
合 計	30,815		508,411	30,857		528,148

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

3. 経済事業

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：百万円)

種	類	5年度	6年度
生産資材	肥料	463	419
	農薬	306	302
	飼料	12	11
	生産雑資材	367	144
	計	1,150	877
生活資材	米	120	130
	食料品	50	42
	酒類・塩	7	5
	衣料品・その他	0	0
	日用品	47	40
	家具・仏壇	14	15
	冠婚・葬祭	33	23
	住宅	24	29
計	297	287	
機械類	農業機械	442	344
	自動車	203	236
	計	645	581
油ガス類	石油類	615	610
	ガス類	148	148
	計	764	758
合	計	2,858	2,505

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種	類	5年度	6年度
農産物	米	1,906	2,562
	麦	37	33
	豆類・雑穀	60	47
	野菜	448	395
	花卉・花木	202	248
畜産物		135	162
合	計	2,790	3,449

(3) 買取販売品取扱実績

(単位：百万円)

種	類	5年度	6年度
飼料用米		-	21
野菜		8	28
合	計	8	49

4. 指導事業

(単位：百万円)

項 目		5年度	6年度
収 入	賦 課 金	-	-
	指導事業補助金	2	2
	実 費 収 入	8	9
	計	10	11
支 出	営 農 改 善 費	28	27
	生活文化事業費	7	7
	教 育 情 報 費	17	16
	計	53	51

5. 福祉・介護保険事業

(単位：百万円)

項 目		5年度	6年度
居 宅 介 護 支 援		23	24
デ イ サ ー ビ ス		66	47
小 規 模 多 機 能		66	50
合 計		156	122

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	5年度	6年度	増 減
総資産経常利益率	0.139	0.128	△ 0.010
資本経常利益率	2.389	2.203	△ 0.187
総資産当期純利益率	0.097	0.088	△ 0.009
資本当期純利益率	1.681	1.521	△ 0.160

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分	5年度	6年度	増 減
貯貸率	期 末	15.52	△ 1.30
	期 中 平 均	15.66	△ 0.88
貯証率	期 末	2.05	0.79
	期 中 平 均	2.06	0.48

- (注) 1. 貯貸率 (期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率 (期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	5年度	6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	10,107	10,190
うち、出資金及び資本準備金の額	2,762	2,729
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	7,414	7,531
うち、外部流出予定額 (△)	55	53
うち、上記以外に該当するものの額	△ 13	△ 16
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5	4
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5	4
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	85	－
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	10,197	10,194
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	31	21
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	31	21
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	31	21
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	10,166	10,172

(単位：百万円、%)

項 目	5年度	6年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	64,943	63,032
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,889	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,889	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,479	4,312
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	69,422	67,345
自己資本比率		
自己資本比率 ((八) / (二))	14.64	15.10

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	5年度			6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	513	—	—	551	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	911	—	—	2,696	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	14,536	—	—	14,051	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	109	—	—	108	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	147,025	29,405	1,176	145,771	29,154	1,166
法人等向け	1,592	692	27	1,376	519	20
中小企業等向け及び個人向け	599	148	5	540	124	4
抵当権付住宅ローン	422	145	5	361	124	4
不動産取得等事業向け	67	67	2	63	63	2
三月以上延滞等	3	—	—	0	—	—
取立未済手形	14	2	0	42	8	0
信用保証協会等保証付	11,416	1,119	44	11,013	1,074	42
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	714	714	28	714	714	28
(うち出資等のエクスポージャー)	714	714	28	714	714	28
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	16,106	30,757	1,230	16,219	31,247	1,249
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポージャー)	9,892	24,730	989	10,129	25,323	1,012
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	6,214	6,026	241	6,089	5,924	236
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

		5年度			6年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	1,889	75	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	194,034	64,943	2,597	193,513	63,032	2,521
	CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	信用リスク・アセットの額の合計額合計	194,034	64,943	2,597	193,513	63,032	2,521
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本額 < 基礎的手法 >		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	所要自己資本額 b = a × 4%
			4,479	179	4,312	172	
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	所要自己資本額 b = a × 4%	所要自己資本額 b = a × 4%
		69,422	2,776	67,345	2,693		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位:百万円)

		5年度				6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー
		う	ち	う		ち	う	ち	
貸	出	借	債	貸	出	借	債		
金	等	券	等	金	等	券	等		
法人	農 業	370	360	-	-	327	317	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	100	-	100	-	100	-	100	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	238	38	200	-	223	23	200	-
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	901	-	901	-	800	-	800	-
	運 輸 ・ 通 信 業	221	-	210	-	120	-	108	-
	金 融 ・ 保 険 業	157,094	1,352	100	-	156,105	-	100	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	466	44	200	-	467	46	200	-
	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	15,447	13,336	2,110	-	16,748	12,851	3,896	-
	上 記 以 外	318	4	-	-	313	2	-	-
個 人	13,147	13,147	-	3	12,550	12,550	-	0	
そ の 他	5,728	-	-	-	5,755	-	-	-	
業 種 別 残 高 計		194,034	28,284	3,822	3	193,513	25,791	5,407	0
1 年 以 下	147,334	198	210		146,198	226	300		
1 年 超 3 年 以 下	1,568	667	900		2,405	1,304	1,101		
3 年 超 5 年 以 下	4,583	3,981	601		6,712	6,611	100		
5 年 超 7 年 以 下	6,382	5,882	500		5,091	3,992	1,099		
7 年 超 10 年 以 下	6,545	5,545	999		5,789	3,593	2,196		
10 年 超	12,459	11,849	610		10,532	9,923	609		
期 限 の 定 め の な い も の	15,160	159	-		16,782	140	-		
残 存 期 間 別 合 計		194,034	28,284	3,822		193,513	25,791	5,407	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	5年度					6年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	5	5	-	5	5	5	4	-	5	4
個別貸倒引当金	8	6	0	8	6	6	1	-	6	1

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	5年度							6年度					
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		
目的使用			その他	目的使用		その他							
法	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人	卸売・小売・飲食・サービス業	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上 記 以 外	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	7	6	-	7	6	-	6	1	-	6	1	-	
業 種 別 計	8	6	0	8	6	-	6	1	-	6	1	-	

- (注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
 2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。
 3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	5年度			6年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウェイト 0%	－	16,809	16,809	－	18,143	18,143
リスク・ウェイト 2%	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイト 4%	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイト 10%	－	11,196	11,196	－	10,749	10,749
リスク・ウェイト 20%	400	147,179	147,580	600	145,948	146,549
リスク・ウェイト 35%	－	414	414	－	356	356
リスク・ウェイト 50%	1,101	3	1,105	700	0	701
リスク・ウェイト 75%	－	166	166	－	134	134
リスク・ウェイト 100%	－	8,757	8,757	－	6,749	6,749
リスク・ウェイト 150%	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイト 250%	－	9,892	9,892	－	10,129	10,129
その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイト 1250%	－	－	－	－	－	－
合 計	1,501	194,422	195,924	1,301	192,211	193,513

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当J Aでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当J Aでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	5年度		6年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	109	-	108
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	8	-	8	-
中小企業等向け及び個人向け	37	125	46	125
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化（エクスポージャー）	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	40	13	40	9
合 計	86	249	94	243

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	5年度		6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	9,254	9,254	10,844	10,844
合計	9,254	9,254	10,844	10,844

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

5年度			6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)
(単位：百万円)

5年度		6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)
該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

	5年度	6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.24年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	Δ EVE		Δ NII	
	5年度	6年度	5年度	6年度
上方パラレルシフト	359	8	133	108
下方パラレルシフト	0	0	0	0
ス テ ィ ー プ 化	476	164		
フ ラ ッ ト 化	0	0		
短 期 金 利 上 昇	0	0		
短 期 金 利 低 下	117	196		
最 大 値	476	196	133	108
	5年度		6年度	
自 己 資 本 の 額	10,166		10,172	

VI 自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額/(信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額÷8%)によって算出した比率。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、J Aバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	コア資本に係る基礎項目の額-コア資本に係る調整項目(経過措置適用後)によって算出した額。
コア資本に係る基礎項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
コア資本に係る調整項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、無形固定資産、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引(以下「資産等」といいます。)の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー(リスクを有する資産等)に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目(リスク・ウェイト)を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク(相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新B I S規制で導入されたオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ(回避・低減)するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト(同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構築する場合に必要なコスト)に当該取引の想定元本(取引にかかる利息等を計算するための名目の元本)に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/Oストリップス	信用補完機能を持つI/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
△ E V E	金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
△ N I I	金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
上方パラレルシフト	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

用語	内容
下方パラレルシフト	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
ステイープ化	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
フラット化	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
短期金利上昇	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
短期金利低下	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2% (0.01%が1ベースポイント) 上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、各期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用するの方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本（基本的項目と補完的項目）に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

開 示 項 目

<概況及び組織に関する事項>

- ◆ 業務の運営の組織……………22
- ◆ 理事及び監事の氏名及び役職名……………21
- ◆ 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称……………21
- ◆ 事務所の名称及び所在地……………71～72
- ◆ 特定信用事業代理業者に関する事項……………21

<主要な業務の内容>

- ◆ 主要な業務の内容……………23～29

<主要な業務に関する事項>

- ◆ 直近の事業年度における事業の概況……………5～6
- ◆ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
 - ・ 経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計) ……45
 - ・ 経常利益……………45
 - ・ 当期剰余金……………45
 - ・ 出資金及び出資口数……………45
 - ・ 純資産額……………45
 - ・ 総資産額……………45
 - ・ 貯金等残高……………45
 - ・ 貸出金残高……………45
 - ・ 有価証券残高……………45
 - ・ 単体自己資本比率……………45
 - ・ 剰余金の配当の金額……………45
 - ・ 職員数……………45
- ◆ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
 - 主要な業務の状況を示す指標
 - ・ 事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く)……………46
 - ・ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支……………46
 - ・ 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや……………46
 - ・ 受取利息及び支払利息の増減……………46
 - ・ 総資産経常利益率及び資本経常利益率……………56
 - ・ 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率……………56
 - 貯金に関する指標
 - ・ 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高……………47
 - ・ 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高……………47
 - 貸出金等に関する指標
 - ・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……………47
 - ・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高……………47
 - ・ 担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額……………48

- ・ 用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高……………48
- ・ 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合……………48
- ・ 主要な農業関係の貸出実績……………49
- ・ 貯貸率の期末値及び期中平均値……………56
- 有価証券に関する指標
 - ・ 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高……………51
 - ・ 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高……………51
 - ・ 有価証券の種類別の平均残高……………51
 - ・ 貯証率の期末値及び期中平均残高……………56

<業務の運営に関する事項>

- ◆ リスク管理の体制……………9～11
- ◆ 法令遵守の体制……………13
- ◆ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況……………9
- ◆ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……………14

<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>

- ◆ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書……………30～41
- ◆ 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権……………50
 - ・ 危険債権……………50
 - ・ 三月以上延滞債権……………50
 - ・ 貸出条件緩和債権……………50
 - ・ 正常債権……………50
- ◆ 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額……………50
- ◆ 自己資本の充実の状況……………57～67
- ◆ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ・ 有価証券……………52
 - ・ 金銭の信託……………52
 - ・ デリバティブ取引……………52
 - ・ 金融等デリバティブ取引……………52
 - ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引……………52
- ◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……………50
- ◆ 貸出金償却の額……………51
- ◆ 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨……………44

◆ 店舗等のご案内

(令和7年6月1日現在)

店 舗 及 び 事 務 所 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM設置台数
本 店	高岡市あわら町1番1号	26-7411	1台
支 店	西 部 支 店	高岡市美幸町二丁目6番24号	21-0230
	佐 野 支 店	高岡市佐野1418番地	23-0522
	さ と 山 支 店	高岡市国吉1155番地1	30-3305
	立 野 支 店	高岡市立野字西堂島3240番地	31-0005
	伏 木 支 店	高岡市伏木古国府1番24号	44-1288
	中 田 支 店	高岡市下麻生1017番地の1	36-0028
	戸 出 支 店	高岡市戸出町二丁目1番30号	63-1121
	高 岡 病 院 支 店	高岡市永楽町5番10号	25-6183
地区センター	東 部 地 区 セ ン タ ー	高岡市駅南三丁目1番15号	21-1458
	野 村 地 区 セ ン タ ー	高岡市野村254番地	23-1385
	北 部 地 区 セ ン タ ー	高岡市あわら町1番1号	22-1270
	能 町 地 区 セ ン タ ー	高岡市能町1518番地	22-2709
	牧 野 地 区 セ ン タ ー	高岡市中曾根785番地	82-4146
	二 上 地 区 セ ン タ ー	高岡市守護町二丁目1番8号	22-1490
	二 塚 地 区 セ ン タ ー	高岡市二塚970番地	22-5115
	福 田 地 区 セ ン タ ー	高岡市上北島405番地	21-1425
	守 山 地 区 セ ン タ ー	高岡市守山字古田181番地	22-0147
	石 堤 地 区 セ ン タ ー	高岡市麻生谷346番地	31-2011
	小 勢 地 区 セ ン タ ー	高岡市小竹118番地	31-0035
	東 五 位 地 区 セ ン タ ー	高岡市内島3044番地	31-0959
	太 田 地 区 セ ン タ ー	高岡市太田3380番地	44-0826
	是 戸 地 区 セ ン タ ー	高岡市戸出光明寺153番地1	63-0042
	醍 醐 地 区 セ ン タ ー	高岡市醍醐1061番地1	63-0125
	北 般 若 地 区 セ ン タ ー	高岡市戸出吉住663番地	63-0075
事業所	営 農 セ ン タ ー	高岡市西藤平蔵226番地1	63-7331
	中 田 農 業 振 興 セ ン タ ー	高岡市滝38番地	36-0022
	農 機 セ ン タ ー	高岡市戸出伊勢領2521番地	63-3030
	資 材 セ ン タ ー 佐 野	高岡市佐野1416番地	27-8601
	資 材 セ ン タ ー 国 吉	高岡市国吉1155番地1	31-8005
	資 材 セ ン タ ー 戸 出	高岡市戸出町二丁目1番30号	63-5555
	生 活 セ ン タ ー	高岡市佐野新町1420番地1	27-8890
	自 動 車 セ ン タ ー	高岡市四屋745番地1	23-5337
	燃 料 セ ン タ ー	高岡市戸出伊勢領2525番地1	63-7700
	四 屋 給 油 所	高岡市四屋721番地	22-7634
	カ ー ポ ー ト 中 田	高岡市下麻生1017番地	36-0195
	戸 出 給 油 所	高岡市戸出伊勢領2525番地1	63-3031
	福祉事業センター(もえぎの里)	高岡市二塚339番地2	26-7470

店 舗 及 び 事 務 所 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM設置台数
施 設	南条カントリーエレベーター	高岡市蔵野町314番地	31-4321
	国吉カントリーエレベーター	高岡市頭川100番地	27-3077
	中田カントリーエレベーター	高岡市滝63番地	36-0044
	戸出カントリーエレベーター	高岡市戸出竹72番地 1	63-6934
	二塚 粃 一 時 貯 留 施 設	高岡市二塚339番地	24-5689
	中 田 飼 料 用 米 施 設	高岡市滝61番地	
	堆 肥 セ ン タ ー	高岡市頭川120番地 1	27-3072
	味噌・菜種加工施設	高岡市戸出吉住663番地	63-0075
	あぐりっち佐野店	高岡市佐野1416番地	22-0230
	あぐりっち戸出店	高岡市戸出吉住663番地	63-0107
	あぐりっち矢田店	高岡市伏木矢田4番26号	44-6504
	南条育苗センター	高岡市蔵野町314番地	
	野菜集荷場	高岡市佐野1416番地	
	南条穀物乾燥調製施設	高岡市蔵野町314番地	
	太田甘藷貯蔵庫	高岡市太田3380番地	
	二塚女性センター	高岡市二塚970番地	
	東部女性センター	高岡市駅南三丁目1番15号	
子会社	(株)JA高岡キャリアライン 本 店	高岡市あわら町1番1号	26-7411
	戸出営業所	高岡市戸出町二丁目1番30号	63-5555
	(株)JAアグリサポート高岡 本 店	高岡市あわら町1番1号	26-7411
	中田事業所	高岡市下麻生1017番地の1	36-0036

(共同設置CD・ATM イオンモール高岡に2台)



JA高岡2025

令和7年6月発行
発行 高岡市農業協同組合
〒933-8502 富山県高岡市あわら町1番1号
電話:0766-26-7411